

# インドネシアの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という）は、東南アジア南部にあり、ジャワ島、スマトラ島、カリマンタン（ボルネオ）島、スラウェシ島等、大小 17,000 の島からなる世界最大の島嶼国家である。国土の面積は、日本の約 5.5 倍である。人口は約 2 億 7,400 万人であり（世界第 4 位）、比較的若い生産年齢人口が多いといわれている。気候は、高温多湿の熱帯性気候に属する。首都はジャカルタ、公用語はインドネシア語、通貨はインドネシアルピアである。インドネシアは世界で最もムスリム人口が多い国であり、国民の約 9 割はイスラム教を信仰している<sup>2</sup>。

1602 年にオランダが東インド会社を設立して以降、短期間の英國による統治をはさんで、1942 年に日本が占領するまで、オランダによる植民地支配が長期間続いた。1945 年にスカルノ及びハッタが独立宣言を行った後、オランダとの間で独立戦争が勃発した。1949 年のハーグ協定により、オランダはインドネシアの独立を承認した<sup>3</sup>。

インドネシアの現行法体系は、①国家法（憲法、国民協議会決定、法律、政令、大統領規則等）、②慣習法（アダット法）<sup>4</sup>、及び③宗教法（主にイスラム法）<sup>5</sup>から構成される。即ち、インドネシアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いているものの、伝統的な慣習法やイスラム法の影響も色濃く残っている（なお、インドネシアでは、判例の先例拘束性は、一般的には認められていない。但し、最高裁判所の

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるインドネシアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）179～181 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）22 頁、③外務省ウェブページ「インドネシア共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>）等を参照した。

<sup>3</sup> なお、2002 年には、東ティモール民主共和国がインドネシアから独立した。

<sup>4</sup> 慣習法（アダット法）は、伝統的共同体の土地及び森林に対する権利（「ウラヤット権」）として主張されることが多い。島田弦著「インドネシアについての概観」（島田弦編著『インドネシア 一民主化とグローバリゼーションへの挑戦』（旬報社、2020 年）所収）34～36 頁。

<sup>5</sup> インドネシアにおいて、イスラム法が最も重要な法分野は、家族法（とくに婚姻法）である。また、宗教裁判所は、婚姻だけでなく、イスラム法に基づく財産行為（相続、遺言、贈与）、寄付行為（寄進、慈善）、経済行為（シャリア金融、シャリアビジネス）をも管轄するようになっている。島田・前掲書 36～38 頁。

判例については、事実上の拘束力があると考えられている)。インドネシアの法制度に大きな影響を及ぼしてきたのは、約 350 年間にわたってインドネシアを植民地支配してきたオランダの法制度である<sup>6</sup>。インドネシアでは、民法典、商法典、刑法典等の基本的な法律がオランダ統治下でオランダ語で制定されていたが、インドネシアが 1945 年にオランダから独立する際、1945 年憲法の下で新たな法律が制定されるまでは、オランダ統治下で制定された法律が効力を有するものとされた。現在のインドネシアでも、上記の各法典を含む多くの法令が効力を有している。

インドネシアには、原油、天然ガス、スズ等の鉱物資源が豊富にあり、近年、比較的高い経済成長率を維持している。とくに近年は、製造業を中心とする多くの日本企業が、インドネシア企業との貿易を行い、またインドネシアに対する投資を行ってきたことから、インドネシアは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。

このようなインドネシアの重要性に鑑みると、インドネシアの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、インドネシアの法制度の概要を紹介することしたい。

## II 憲法

### 1 総説

インドネシアでは、独立後の 1945 年に「インドネシア共和国憲法」が制定された後、1949 年には「インドネシア連邦共和国憲法」、1950 年には「インドネシア共和国暫定憲法」がそれぞれ制定された。しかし、その後のインドネシアでは政治的混乱が続いていたため、スカルノ大統領は、「政治的混乱の原因は、大統領に弱い権限しか与えていない 1950 年憲法にある」と考え、1959 年に、国家緊急事態における超法規的措置として、1945 年の「インドネシア共和国憲法」を再公布した。この憲法が 1999 年、2000 年、2001 年、及び 2002 年に一部改正されたものが、インドネシアの現行憲法である<sup>7</sup>。

全 37 条からなる現行のインドネシア憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>8</sup>。なお、憲法の本文とは別に、「注釈」もある。これは、憲法の公布とともに官報に掲載されたものであり、憲法と不可分一体で同等の効力を有する文書として扱われたが、現在では、憲法と注釈の関係は切り離されている<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> オランダの法制度については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第 7 回 オランダ」(『国際商事法務 Vol.41 No.4』(国際商事法研究所、2013 年) 所収) 546~551 頁を参照。

<sup>7</sup> 各憲法の特徴及び経緯等については、島田・前掲書 22~27 頁、83~116 頁を参照されたい。

[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999538\\_po\\_20030205.pdf?contentNo=5](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030205.pdf?contentNo=5)

<sup>8</sup> 本稿におけるインドネシア憲法の日本語訳は、基本的に、島田・前掲書 517~537 頁に掲載されているものに従った。

<sup>9</sup> 憲法の「注釈」の日本語訳についても、島田・前掲書 538~546 頁に掲載されている。

表1：インドネシア憲法の体系（経過規定等は省略）

前文	
第1章 国家形態及び主権	第1条
第2章 国民協議会	第2条～第3条
第3章 国家の統治権	第4条～第16条
（「第4章 最高諮問会議」は削除）	—
第5章 国務大臣	第17条
第6章 地方の統治	第18条～第22B条
第7A章 地方代表議会	第22C条～第22E条
第8章 財政	第23条～第23D条
第8A章 会計監査院	第23E条～第23G条
第9章 司法権	第24条～第25A条
第10章 国民及び住民	第26条～第28条
第10A章 基本的人権	第28A条～第28J条
第11章 宗教	第29条
第12章 国家の防衛及び安全	第30条
第13章 教育及び文化	第31条～第32条
第14章 国民経済体制及び社会福祉	第33条～第34条
第15章 国旗、国語、国章及び民族歌	第35条～第36C条
第16章 憲法改正	第37条

## 2 統治機構

### （1）国民協議会

国民協議会は、国権の最高機関として位置付けられ、国会議員と地方代表議会議員により構成される。国民協議会は、5年に1回以上招集され、その決議は多数決により行われる。国民協議会の権限としては、①憲法及び国策大綱を定めること、②大統領及び副大統領を任命・罷免することがある。大統領及び副大統領の罷免は、①国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為が証明されたとき、又は②資格要件を具備していないことが証明されたときに、行われる。

### （2）大統領

大統領は、インドネシアの国家元首であり、行政権の長である。大統領は、国会に対し責任を負わない。大統領は、国会を停止又は解散することはできない。

大統領及び副大統領候補は、出生時にインドネシア国籍を有していなければならず、自己の意思により外国の国籍を有したことがなく、心身ともに健康な者でなければならない。

大統領及び副大統領は、一組のものとして直接選挙により選出される。大統領及び副大統領の任期は 5 年であり、1 回だけ再選が認められている。

大統領の権限としては、①国会に法案を提出すること、②法律を執行するため、又は緊急の特別の事情があるときに、政令を定めること、③陸軍、海軍及び空軍の最高司令権、④宣戦、講和及び条約締結、⑤非常事態宣言、⑥大使を任命・接受、⑦特赦・復権・恩赦・免訴を与えること、⑧褒章・勲章等の栄典を授与すること、⑨顧問評議会を設置すること等が挙げられる。

大統領は、国務大臣の補佐を受ける。国務大臣の任命及び罷免は、大統領が行う。国務大臣も、大統領と同様、国会に対し責任を負わない。

### (3) 国会

インドネシアの国会は、一院制である。

国会の権限としては、①法律を制定すること、②予算を策定すること、③大統領に対する説明請求権、調査権、意見表明権等を通じて、大統領の行為を監督すること等が挙げられる。

国会議員の定数は 575 名であり、任期は 5 年である。国会議員の権限としては、①法案提出権、②免責特権等が挙げられる。

### (4) 地方代表議会

地方代表議会は、1 年に 1 回以上召集される。地方代表議会は、国会に対し、地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置等、天然資源その他の経済的資源の管理に関する法案等を提出することができる。

地方代表議会議員の定数は 136 名であり、任期は 5 年である。地方代表議会議員は、総選挙により各州より選出される。

### (5) 司法府

インドネシアの裁判所には、最高裁判所及びその管轄下にある通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所、行政裁判所がある（これら 4 種の下級裁判所には、それぞれ、高等裁判所及び第一審裁判所がある）。さらに、憲法裁判所もある。

最高裁判所は、下級審裁判所からの上訴事件を管轄するほか、法律より下位の政令等の意見審査を行う等の権限を有する。最高裁判所判事の候補は、司法委員会が国会に提案した後、大統領が任命する。最高裁判所長官及び副長官は、最高裁判所判事の中から、互選により選出される。

司法委員会は、2001 年憲法改正に基づき設置されたものであり、最高裁判所判事の任命を提案する権限並びに裁判官の名誉、尊厳及び行為を擁護し実現するための権限を有する独立機関である。司法委員会の委員は、大統領により任命・罷免される。

憲法裁判所は、2001年憲法改正に基づき設置されたものであり、法律の違憲審査を行うとともに、国家機関の権限に関する紛争、政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争等につき決定を行う権限を有する。憲法裁判所は、9名の裁判官により構成され、大統領、国会及び最高裁判所がそれぞれ3名ずつ選出し、大統領が任命する。憲法裁判所長官及び副長官は、憲法裁判所判事の中から、互選により選出される。

### 3 人権

インドネシア憲法の「第10A章 基本人権」(2000年改正により追加)等には、人権カタログが規定されている。しかし、インドネシアでは、実際上、人権保障の程度は低い状況にある。インドネシア憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①「唯一神への信仰」が明文で規定されている(前文、29条1項)。他方、「無宗教の自由」や「多神教の信仰の自由」は保障されないと解釈されている(但し、仏教や儒教も、公認宗教として認められている)<sup>10</sup>。
- ②国家防衛の活動に参加する権利及び義務について、明文で規定されている(27条3項、30条1項)。
- ③「社会、民族及び国を発展させるため、集団的権利を闇い取ることにより自己を進歩させる権利」が明文で規定されている(28C条2項)。
- ④情報につき、探索、獲得、所持、保存、加工及び伝達する権利が明文で規定されている(28F条)。
- ⑤「文化の固有性及び伝統的共同体の権利」が明文で規定されている(28I条3項)。

### III 民法

現在のインドネシアの民法は、1847年に制定されたオランダ語の民法典が基本となっている。当該民法典は、1838年のオランダ民法典に準拠している。インドネシア民法典の主な体系は、「第1編 人」、「第2編 物」、「第3編 契約」、「第4編 時効及び証拠」となっている。民法典とは別に、1960年には「土地基本法」が、また、1984年には「婚姻法」が、特別法として制定されている<sup>11</sup>。

インドネシアの土地は、原則として、国有であるが、外国企業の子会社であっても、事業権(農業、水産業、畜産業等のために土地を使用する権利)、建設権(土地の上に建物を建設して当該建物を所有する権利)、使用権(土地を特定の目的のために使用する権利)の権利を設定・取得することができる。建物は、土地の付着物と考えられている。また、伝統的共同体の土地及び森林に対する権利(「ウラヤット権」)が、慣習法(アダット法)と

---

<sup>10</sup> 島田・前掲書41~42頁。

<sup>11</sup> 島田・前掲書32頁。

して主張されることがあるため、注意が必要である。

インドネシアの民法典には、準拠法に関する定めはない。従って、外国企業とインドネシア企業の契約においては、当事者の合意により、準拠法を自由に選択することができる。但し、インドネシア法を準拠法とする場合、インドネシア民法 1266 条（契約不履行があつた場合、当事者が契約の解除を行うためには、裁判所に対し、解除の申立てを行わなければならぬ）の適用を排除する文言を、契約中に規定しておくべきである<sup>12</sup>。

契約書の作成言語については、注意を要する。インドネシアの「国旗、国語、国章及び国歌に関する法律」（いわゆる「言語法」）及び 2019 年 9 月 30 日に公布された「インドネシア語の使用に関する大統領規則」によると、インドネシア企業と外国企業が締結する契約は、インドネシア語版の作成が必須であるが、合わせて当該外国企業の所在国語版又は英語版も作成することができる。契約において、「インドネシア語版」と「当該外国企業の所在国語版又は英語版」の間に齟齬があつた場合に後者が優先される、と両当事者が合意することは可能である。ちなみに、米国企業とインドネシア企業のローン契約で、英語版のみ作成され、インドネシア語版は作成されていなかったという事案において、2015 年 8 月、インドネシアの最高裁判所は、当該契約を無効と判断した。

#### IV 商法

現在のインドネシアの商法は、オランダ植民地期の 1847 年に制定されたオランダ語の商法典が基本となっている。商法典とは別に、1995 年には「株式会社法」が、また、1998 年には「破産法」が、特別法として制定されている<sup>13</sup>。

インドネシアに投資しようとする外国企業は、インドネシアに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置する（銀行業等に限られる）か、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するインドネシア法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所には「外国企業駐在員事務所」、「商事駐在員事務所」、「建設駐在員事務所」の 3 種類があるが、最も一般的な「外国企業駐在員事務所」では、外国企業グループの利益管理や事業設立準備等の一定の限定された業務のみを行うことができ、営業活動そのものは行うことができない。

外国投資家がインドネシアに子会社たる現地法人を設立する場合、「株式会社法」や「投資法」等、インドネシアの法令の規定に従う必要がある。外国投資家は、原則として、株式会社（Perseroan Terbatas, PT）の形式でしか、インドネシアにおいて現地法人を設立できない。株式会社には、公開会社（パブリック・カンパニー又は株式の公開を行う会社）

<sup>12</sup> アンダーソン・毛利・友常法律事務所編『実務で役立つ 世界各国の英文契約ガイドブック』（商事法務、2019 年）201～202 頁。

<sup>13</sup> 島田・前掲書 32～33 頁。

と非公開会社（公開会社でない会社）の区別があるが、公開会社も非公開会社も、株主が間接有限責任を負うのみである点では同じである。株式会社には、商号の最初に「PT」という文字を付けなければならず、株式会社が公開会社である場合には、さらに、商号の最後に「Tbk」という文字を付する必要もある。通常、外国企業の子会社は、非公開会社として設立される。非公開会社たる株式会社を設立するには、株主が2名以上いること、株主1名につき1,000万ルピア以上を出資すること、取締役及び監査役（「コミサリス」（Komisaris）と呼ばれる）がそれぞれ1名以上いること、最低投資額が100億ルピアを超えること等の要件を満たすことが必要である。コミサリスは、取締役の業務執行を一時停止する権限を有する等、日本の会社法における監査役よりも強く広い権限を有する。

## V 民事訴訟法

### 1 訴訟

インドネシアの現行民事訴訟制度は、1926年にオランダ植民地政府がオランダ語で制定し、独立後に名称変更された「改正インドネシア規則」が基本となっている。「改正インドネシア規則」は民事手続だけでなく、刑事手続にも適用されるものであったが、1981年に刑事手続の部分は削除された。「改正インドネシア規則」とは別に、1970年には「司法権基本法」が制定されている<sup>14</sup>。

インドネシアの司法裁判所における通常民事訴訟については、三審制が採用されている。米国法におけるディスカバリーのような制度は存在しない。陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われる。インドネシアの裁判所における審理等の手続は、インドネシア語で行われる。法令上、第一審は事件受理後6か月以内、控訴審は控訴受理後3か月以内に終結しなければならないことになっている。しかし、実際には、このような期間制限は必ずしも遵守されておらず、第一審は提訴から判決まで6か月から1年程度、控訴審は控訴から判決まで6~8か月かかることが多いといわれている<sup>15</sup>。

後述するように、インドネシアの裁判所では汚職が蔓延していることから、日本企業としては、インドネシアの裁判所における訴訟はできるだけ避けた方がよい。

### 2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。インドネシアは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）

<sup>14</sup> 島田・前掲書32頁。

<sup>15</sup> 石塚重臣著「海外紛争解決トレンド(6) インドネシアにおける訴訟・仲裁制度」（『JCAジャーナル Vol.67 No.6』（日本商事仲裁協会、2020年）所収）63頁。

に加盟しているため、インドネシアにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認められる。

インドネシアの主要な仲裁機関としては、インドネシア商工会議所が創設した「インドネシア全国仲裁廷」(Badan Arbitrase Nasional Indonesia, BANI)<sup>16</sup>等がある。BANIは2016年に分裂し、旧BANIと新BANI(「BANI Pemabaharuan」)の間で組織の正当性をめぐって訴訟が提起される等、混乱していることもあり、最近は、外国企業とインドネシア企業との契約においてBANIが仲裁機関として選択されることはありません。むしろ、インドネシアと距離が近く、取り扱っている仲裁件数が多く、国際的評価も高い「シンガポール国際仲裁センター」(Singapore International Arbitration Centre, SIAC)が仲裁機関として選択されることが多い。

## VI 刑事法

現在のインドネシアの刑法は、オランダ植民地期の1918年にオランダ語で制定された刑法典が基本となっている。また、前述した「改正インドネシア規則」は、刑事手続にも適用されるものであったが、1981年に刑事手続の部分が削除され、「刑事手続法典」が制定された。「刑事手続法典」は、令状主義、無罪推定原則、接見交通権、公開裁判原則等につき明文規定を置いている<sup>17</sup>。

「汚職大国」と呼ばれるインドネシアでは、オランダ植民地時代から、スカルノ時代、スハルト時代を通じ、現在に至るまで、贈収賄・汚職事件が社会全体に蔓延している。政治家や行政機関職員だけでなく、裁判官・検察官・警察官・刑務官等の司法機関職員の汚職事件も数多い<sup>18</sup>。インドネシアにおける汚職行為に関連する法律としては、1999年「汚職撲滅法」及び1980年「贈収賄禁止法」がある。また、2002年には「汚職撲滅委員会法」が公布され、「汚職撲滅委員会」(KPK)という独立性が担保された大統領直属の機関が設置された。近年、汚職撲滅委員会は、汚職事件の捜査・摘発・起訴を積極的に行うようになり、汚職摘発件数も増加傾向にあった。しかし、汚職撲滅委員会の摘発の手が裁判官・検察官・警察官・刑務官等の司法機関職員に及ぶようになると、これらの者による不満が大きくなり、とくに検察・警察の内部では、汚職撲滅委員会の権限を小さくしようとする動きが出てきた。その結果、2019年10月、汚職撲滅委員会法の改正が行われ、汚職撲滅委員会は政府機関に変更され、独立性は大きく減殺された。この法改正に対しては、汚職撲滅委員会を弱体化させるものとの批判が強くなされている。インドネシアが「汚職大

<sup>16</sup> <https://www.baniarbitration.org/>

<sup>17</sup> 島田・前掲書33頁。

<sup>18</sup> インドネシアでは、例えば、訴訟当事者が判決を自分に有利に導くために裁判官を買収することが常態化しており、時には、裁判官から金銭取引を持ち掛けることさえあるといわれている。川村晃一著「汚職取締りと司法改革」(島田弦編著『インドネシア 一民主化とグローバリゼーションへの挑戦』(旬報社、2020年)所収)406頁。

国」から抜け出すには、まだまだ長い時間がかかりそうである。

## VII おわりに

以上、インドネシアの法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるインドネシアにおける法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。インドネシアの法制度に関して日本語で紹介・解説した文献は、意外に多く存在する。インドネシア法全般の日本語による概説書がいくつも刊行されているし、インターネット上にも、インドネシア法についての日本語による解説等が多数掲載されている。但し、インドネシアの法令等はオランダ語又はインドネシア語で記述されているため、一般的の日本人には理解が困難である。インドネシア語の新しい法令について、法律事務所等により、すぐに英語訳又は日本語訳が作成・公表されるわけではない点に留意が必要である。

豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するインドネシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。従って、今後も、インドネシアの法制度の動向について引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.3』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第11回 インドネシア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。